

1. 前提（中間まとめの記載）**（３）レコード・レコード実演（アウトサイダー）の利用円滑化（要望まとめ１．③関係）**

- 放送（報酬請求権）と同時配信等（許諾権）の制度上の差異に起因して同時配信等での利用が困難となるという課題を解決するため、円滑に許諾を得ることができない、いわゆる「アウトサイダー」が権利を有するレコード・レコード実演に関して、通常の使用料相当額の補償金を支払うことを前提にした権利制限規定を創設することとする。
- その際、権利者団体からは「同時配信」と「追っかけ配信・見逃し配信」を明確に区分すべき（後者は慎重に検討すべき）という意見も示されている一方で、放送事業者からは見逃し配信を含めた柔軟な対応が求められているところ、補償金により権利者への適切な対価還元がなされることを踏まえると、視聴者の利便性を重視し、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含めることが適当である。
- 制度改正により利用円滑化を図るべき「アウトサイダー」に該当するか否かについては、集中管理の有無により判断することを基本とする。ただし、①権利情報データベースに登録し、データベース上で適正な使用料（例えば、著作権等管理事業者の使用料規程と同等の額）で確実に許諾する旨が明らかにされている場合の取扱いや、②日本の著作権等管理事業者が管理していない外国原盤の取扱いなどについては、更に精査を行う必要がある。なお、定義・範囲が整理された後、それを的確に表現する用語についても検討する必要がある。
- 補償金のスキームについては、関係者の意見も踏まえつつ、更に検討を深める必要がある。この点、放送事業者からは、放送二次使用料と同様の円滑な権利処理スキーム（指定団体制など）とすることを求める意見が示されている一方で、権利者団体からは、同時配信等について集中管理へ誘導する観点から指定団体制は不要であるとの意見や、仮に制度的な手当てを講じる場合にも実演家に適切な対価が支払われない事態が生じないよう十分に配慮すべきとの意見が示されているところである。

（４）リピート放送の同時配信等における映像実演（アウトサイダー）の利用円滑化（要望まとめ１．④関係）

- 過去に制作した放送番組のリピート放送（第９４条により、初回放送時の契約に別段の定めがない限り実演家の許諾は不要、報酬支払いは必要）に伴う同時配信等を行うに当たり、所在不明等により円滑に許諾を得ることができない実演家が相当程度存在することが想定されるところ、リピート放送の同時配信等を行う場合における映像実演の利

用円滑化を図るため、リピート放送と同様に、初回放送時の契約に別段の定めがない限り、同時配信等に係る実演家の許諾は不要としつつ、通常の使用料相当額の報酬の支払いを求めることとする。ただし、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理が行われている場合には、同機構を通じて円滑に許諾を得ることが可能であるため、その部分については引き続き許諾権として存置することも考えられる。

- その際、権利者団体からは「同時配信」と「追っかけ配信・見逃し配信」を明確に区分すべき（後者は慎重に検討すべき）という意見も示されている一方で、放送事業者からは見逃し配信を含めた柔軟な対応が求められているところ、補償金により権利者への適切な対価還元がなされることを踏まえると、視聴者の利便性を重視し、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含めることが適当である。
- 補償金のスキームについては、上記（３）と同様、関係者の意見も踏まえつつ、更に検討を深める必要がある。

2. 論点

（１）レコード・レコード実演

①制度改正の対象とするレコード・レコード実演の範囲

- ・ （ア）日本レコード協会及び CPRA による集中管理の対象となっているもの、（イ）権利情報データベースに登録し、データベース上で適正な使用料（例えば、著作権等管理事業者の使用料規程と同等の額）で確実に許諾する旨が明らかにされているものについては、制度改正の対象外とするということが良いか。
- ・ （ウ）日本の著作権等管理事業者が管理していないものが多い外国原盤について、どのように取り扱うべきか。

②補償金のスキーム

（い）前提

- ・ 法律上、権利を制限されることとなる「アウトサイダー」が適切な対価を確実に受け取れるようにすることが必須。
- ・ その上で、現行の放送二次使用料や許諾権に係る契約の在り方も踏まえながら、できる限り、簡素な権利処理が可能なスキームとする必要。

(ii) 指定管理団体制の適否

- ・ 「放送事業者による権利処理手続の簡素化」と「アウトサイダーによる対価獲得の実効性確保」の両面から、指定管理団体制をとるのが望ましいと考えられるか。その場合の懸念点などはあるか。

(iii) 指定管理団体制とする場合の主な論点

- ・ 著作権等管理事業者が指定管理団体となる場合、「インサイダーに係る許諾に伴う使用料」と「アウトサイダーに係る補償金」を区分して受領・管理を行う必要があるのではないか。その前提として、放送事業者は両者を区分して支払う必要があるのではないか。
- ・ 「アウトサイダー」が適切な対価を確実に受け取れるようにするためには、「アウトサイダー」が自らのレコード・レコード実演の同時配信等での利用状況を把握できるようにする措置が必要ではないか。具体的にどのような措置が考えられるか。
- ・ 放送事業者から指定管理団体への補償金支払いは、(ア)「アウトサイダー」からの個別の請求を待って支払うこととすべきか、(イ)あらかじめ、まとめて支払うこととすべきか。仮に(イ)とする場合、権利者と連絡がつかないなどの理由で分配できない補償金をどのように取り扱うべきか(例：放送事業者に返還する、権利者全体に裨益する事業に支出するなど)。

(2) 映像実演（リピート放送の同時配信等）

①制度改正の対象とする映像実演の範囲

- ・ 放送事業者及び権利者団体の双方において、(ア) aRma による集中管理の対象となっているもの（非一任型を含む）、(イ) その他権利処理窓口が明らかとなっているものは対象外とするという認識が共有されているところ、その他の場合（主として権利者不明等の場合）を対象とするということで良いか。
- ・ 初回放送時に同時配信等がされていない場合や法施行前に初回放送が行われている場合（初回放送の契約時点で、リピート放送の同時配信等について別段の定めを行うことが期待しづらいと認められる場合）をどのように取り扱うか。別途、実演家側の意思表示の機会を確保すべきではないか。

②補償金のスキーム

(i) 前提

- ・ 法律上、権利を制限されることとなる「アウトサイダー」が適切な対価を確実に受け取れるようにすることが必須。
- ・ その上で、現行のリピート放送に係る報酬や許諾権に係る契約の在り方も踏まえながら、できる限り、簡素な権利処理が可能なスキームとする必要。

(ii) 指定管理団体制の適否

- ・ 「放送事業者による権利処理手続の簡素化」と「アウトサイダーによる対価獲得の実効性確保」の両面から、指定管理団体制をとるのが望ましいと考えられるか。その場合の懸念点などはあるか。
- ・ リピート放送に係る報酬については、現行制度上、個別請求となっているところ、今回の制度改正を機に、一括的な処理を可能とする観点から指定管理団体制に改めることが望ましいと考えられるか。その場合の懸念点などはあるか。

(iii) 指定管理団体制とする場合の主な論点

- ・ 著作権等管理事業者が指定管理団体となる場合、「インサイダーに係る許諾に伴う使用料」と「アウトサイダーに係る補償金」を区分して受領・管理を行う必要があるのではないか。その前提として、放送事業者は両者を区分して支払う必要があるのではないか。
- ・ 「アウトサイダー」が適切な対価を確実に受け取れるようにするためには、「アウトサイダー」が自らの映像実演の同時配信等での利用状況を把握できるようにする措置が必要ではないか。具体的にどのような措置が考えられるか。
- ・ 放送事業者から指定管理団体への補償金支払いは、(ア)「アウトサイダー」からの個別の請求を待って支払うこととすべきか、(イ)あらかじめ、まとめて支払うこととすべきか。仮に(イ)とする場合、権利者と連絡がつかないなどの理由で分配できない補償金をどのように取り扱うべきか(例：放送事業者に返還する、権利者全体に裨益する事業に支出するなど)。

3. 今後の対応

より詳細な運用等については、許諾権に係る契約の取扱いなどと併せて、関係者間で議論をした上で、法施行までの間に、合理的なスキームを構築することが望ましい。